

「建設産業政策2017+10」の進捗状況と 最近の建設業を取り巻く動向について

国土交通省 不動産・建設経済局

令和8年7月

「建設産業政策2017+10」の進捗状況

「建設産業政策2017+10」以降の検討状況について

2017年7月

「建設産業政策2017+10」公表

2018年6月

中央建設業審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ

「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化するための施策を検討

2019年

新・担い手3法改正

「2017+10」や、基本問題小委員会
中間とりまとめを踏まえ、建設業の働き方
改革や生産性の向上等に関して規定を整
備

⋮

⋮

2023年

中央建設業審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ

2024年

第三次・担い手3法改正

新担い手3法以降の環境変化等を踏まえ、
処遇改善、生産性向上、働き方改革等に
関し規定を整備

建設産業政策2017+10 あす ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～ (H29.7.4 建設産業政策会議とりまとめ)

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の「未来づくり」の一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設業従事者の継続的な処遇改善(賃金等) ①
 - －技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現(建設キャリアアップシステムの活用)
- 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備 ②
 - －工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ
 - －適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- 働く人を大切にする業界・企業であることを見える化 ③
 - －専門工事企業の評価制度の創設
 - －技能労働者の位置づけの明確化(建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等)
 - －許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - －人材育成体制の強化

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化 ④
 - －地域貢献に取り組む企業の評価(防災活動、建機保有等)
 - －市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み

業界外の協力も得て
行う働き方改革

業界外の協力も得て
行う生産性向上

建設企業 現場力

専門工事企業

元請企業

将来的な建設業従事者の減少



- 個々の企業の取組
 - ・継続的な処遇改善(賃金等)
 - ・施工技術の向上
 - ・地域の守り手としての役割の維持

相互関係の
透明性と緊張感

- ・良質な建設サービスの提供
- ・情報提供と説明

- ・建設産業への理解と信頼
- ・若年層や女性の入職
- ・地域との連携

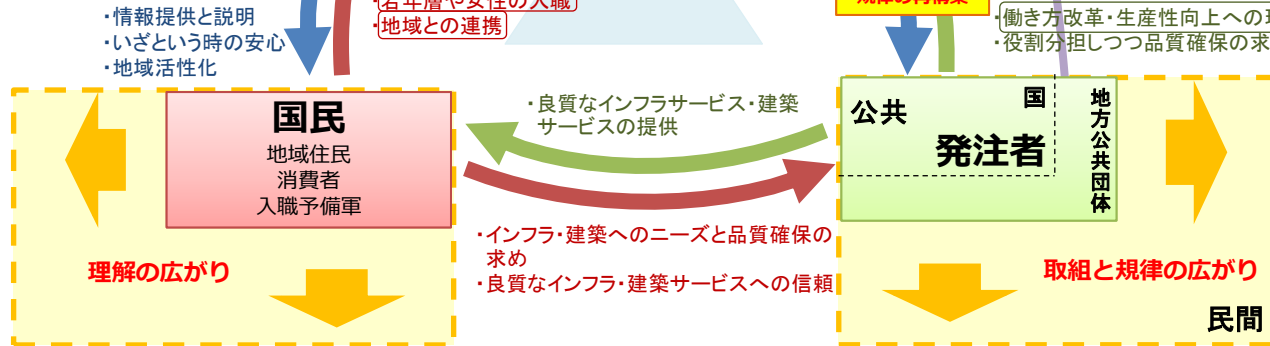
建設関連企業
建築設計事務所
建設コンサルタント
測量企業
地質調査企業

【業界内外の連携による生産性向上】⑤

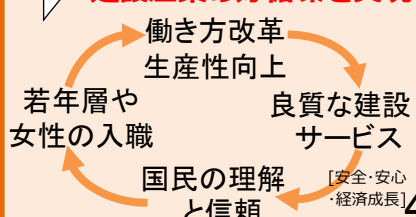
- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - －全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - －企業間における人材の効率的な活用(労働の平準化)
 - －ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】⑥

- 安心して発注できる環境の整備
 - －発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - －企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - －BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - －工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止(報告徴収・立入検査、勧告等)



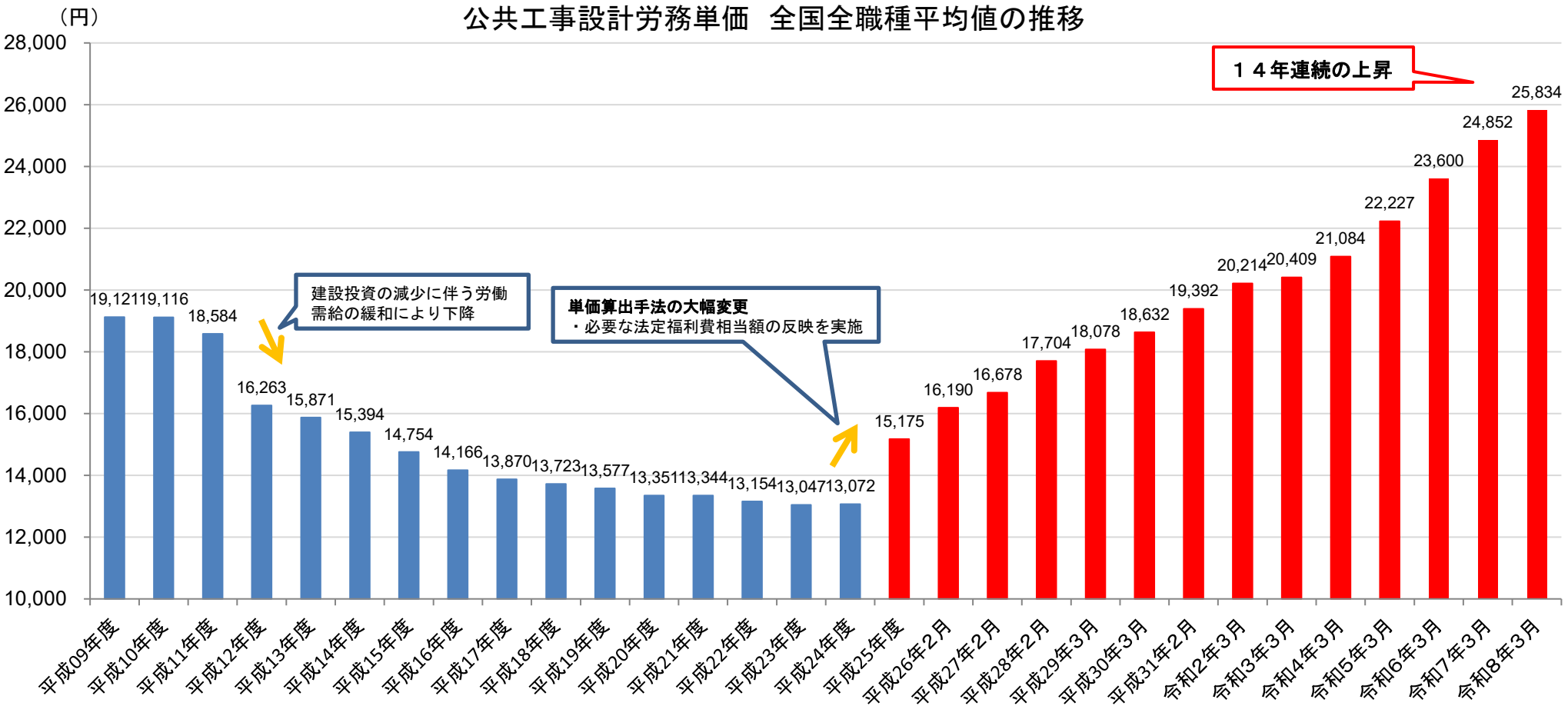
これらの取組を通じて、
建設産業の好循環を実現



「建設産業政策2017+10」の進捗状況

建設産業政策2017+10での記載	「2017+10」以降の施策の例(一部)
①建設業従事者の継続的な処遇改善	・建設キャリアアップシステム本格稼働(H31～) ・「労務費の基準」(第三次・担い手3法)
②適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備	・工期に関する基準(R2作成(R6改定)) ・「著しく短い工期」による契約締結禁止(第三次・担い手3法)
③働く人を大切にする業界・企業であることを見える化	・専門工事企業施工能力等の「見える化」(R2～) ・建設業の許可・更新における社会保険の加入の要件化(R2～) ・建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)制度の導入(R7. 12～)
④地域の多様な主体との連携を強化	・経営事項審査評価項目の改正(防災活動への貢献の加点幅拡大等)
⑤業界内外の連携による生産性向上	・i-Construction2.0の推進 ・ICT指針(第三次・担い手3法)
⑥多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供	・CM方式活用ガイドライン・事例集作成(R2・R3) ・建設業法に建設資材製造業者等への勧告規定を規定(R元～)

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



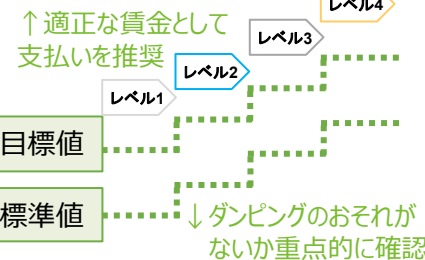
能力評価の実施

経験や資格に応じた能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた適正な賃金支払い
(CCUSのレベルに応じた年収の水準をブロック別、職種別に公表)



現場管理での活用

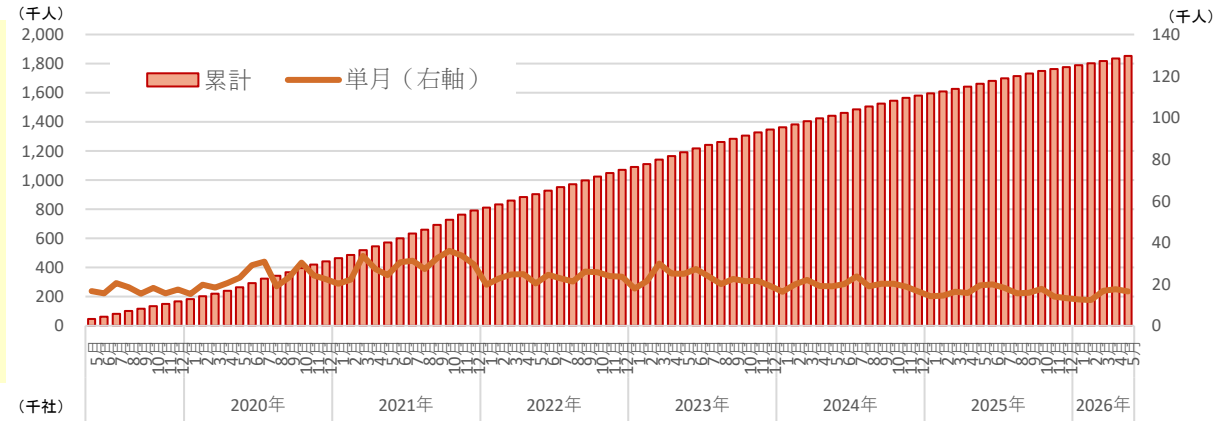
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年5月末)

技能者の登録数

185万人が登録

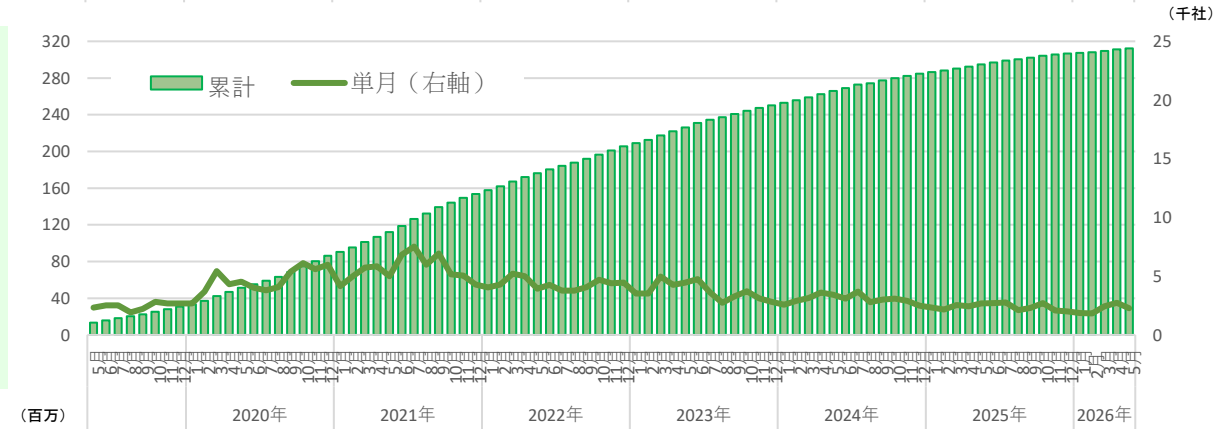
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

31.2万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

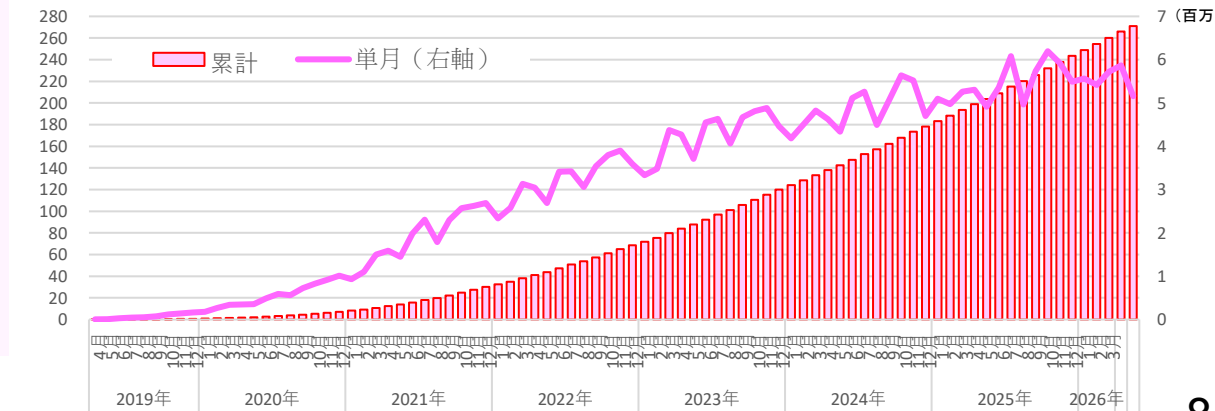


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 27,000万突破

※5月は510万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



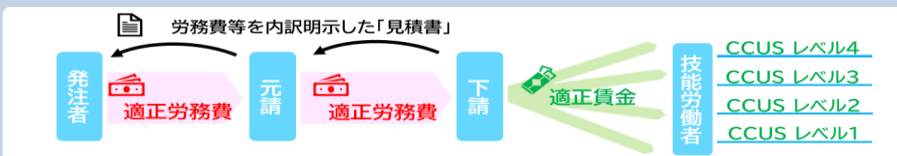
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

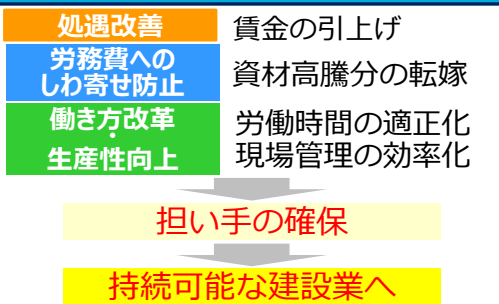
建退共

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第①号
令和6年6月14日

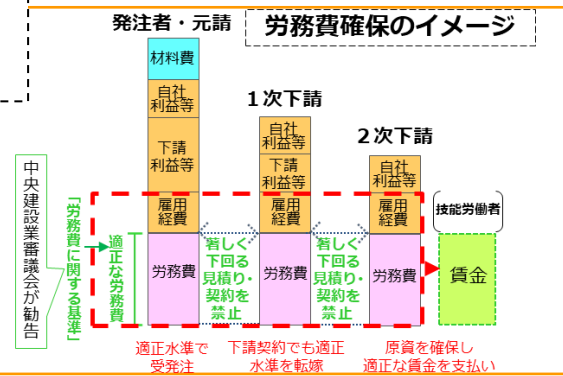
背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。



概要

- ### 1. 労働者の処遇改善
- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
 - 「**労務費に関する基準**」の勧告
・中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・勧告
 - 適正な**労務費等**の確保と行き渡り
・著しく低い**労務費等**による**見積り**や**見積り依頼**を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)
 - 原価割れ契約**の禁止を受注者にも導入
- 黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済
- 令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**
・資材が高騰した際の**請負代金等**の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)
・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



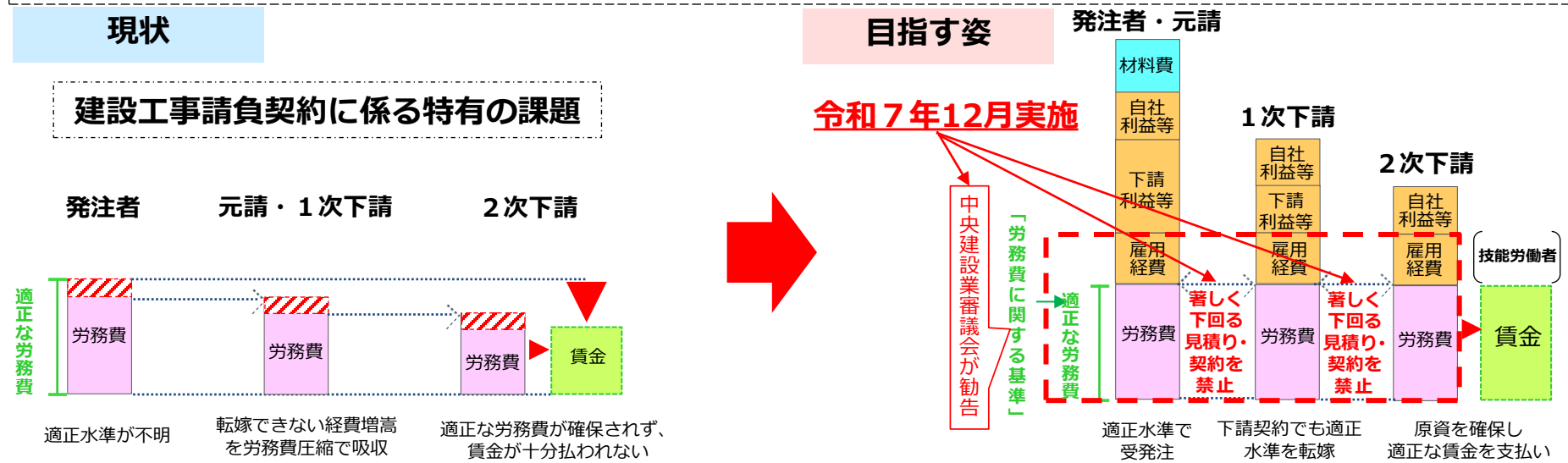
技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

- 第三次・担い手 3 法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）
 - 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。
 - 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成（同法 3 4 条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
 - 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法 2 0 条、19条の3）し、**違反した業者は指導・監督**（同法 28条）、**発注者は勧告・公表**（同法 2 0 条）の対象。

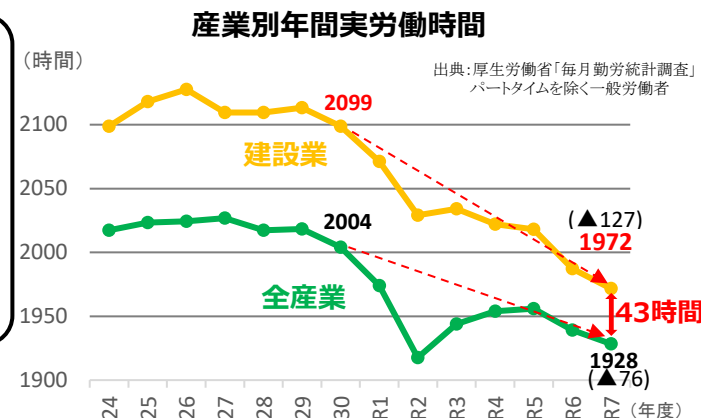


これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

労務費確保 のイメージ



- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
 <改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因 (**猛暑日**) における**不稼働**を考慮して工期設定
 → 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- 建設Gメンが**実地調査**し、**是正指導**

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

- 〔直轄〕 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕 原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕 国と都道府県が連携し**全市町村での導入**を働きかけ

3. 規制内容の**周知徹底**と**柔軟な働き方**の促進

- リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発
- 変形労働時間制の活用**を促すためのリーフレット作成 (R7.6)
 → 厚労省と連名で建設業団体に対して周知
- 「**建設工事における猛暑対策サポートパッケージ**」の策定 (R7.12)
 → 猛暑期間を回避した工期設定などを支援

4. **生産性**の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

平準化の促進に向けた取組(『さ・し・す・せ・そ』の推進)

債務負担行為の活用 (さ)

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用） (し)

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続 (す)

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し (せ)

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表） (そ)

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

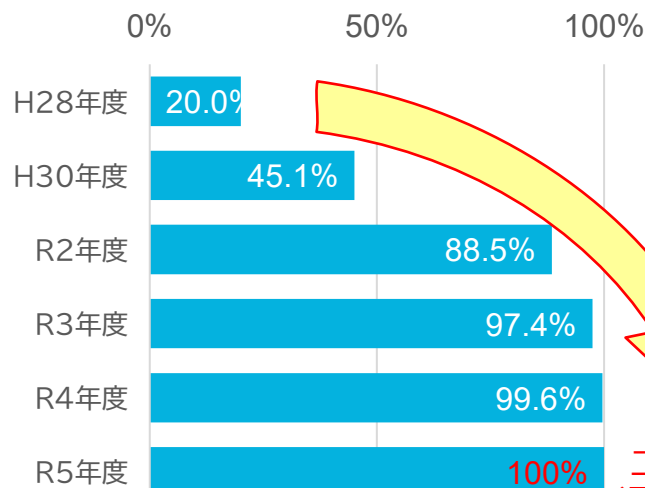
建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5 週休2日の取組の拡大

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～R7 週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

R8～ 多様な働き方の実現

週休2日としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

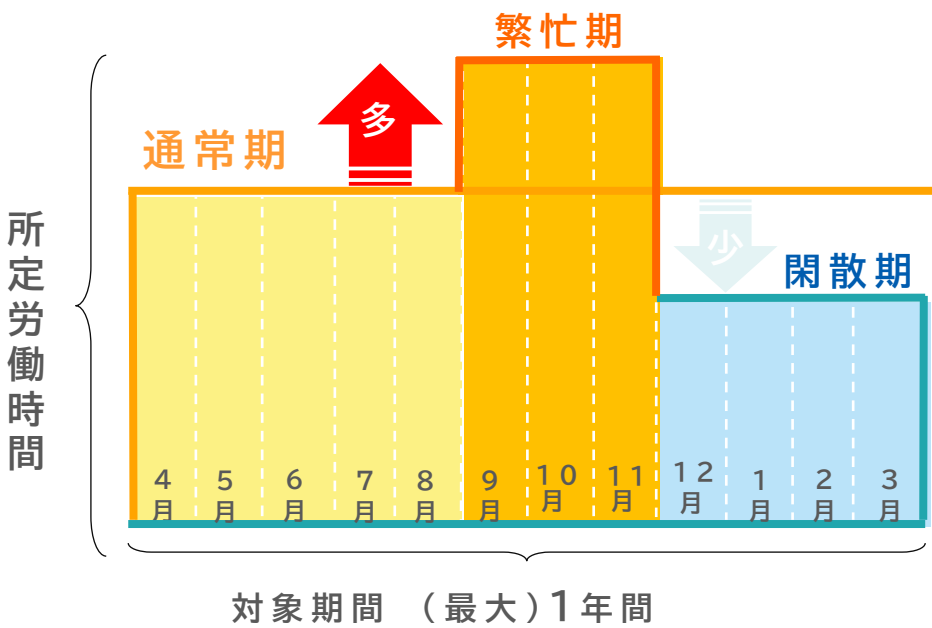
変形労働時間制の活用と課題について

- **変形労働時間制の活用**により、繁忙に応じて労働時間を配分することで、総労働時間の短縮を図ることが可能。
- このため、厚生労働省と連携し、**建設業における変形労働時間制の活用を促すリーフレットを作成**し、建設業界へ周知（R7.6）。

← 一方、建設業界からは「建設業は天候等の影響により左右される勤務環境であり、**30日前までの勤務カレンダー設定※が難しい**」といった意見がある。

※ 変形労働時間制の活用に当たっては、30日前までに勤務カレンダーを定める必要

周知内容



- 1年間を平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができる。

※年間の所定労働時間を、**2,085時間**（法定労働時間の総枠）以内で設定することが必要。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払うことが必要。

- ① 労働日数は**年間280日**まで
- ② 連続労働日数は原則**6日**まで
- ③ （特に繁忙な場合は**12日**まで）
- ④ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- ⑤ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- ⑥ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

積雪特例でも
同様に適用

積雪特例では
適用されない

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

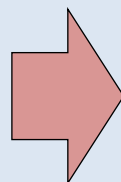
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」（「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する国土交通大臣告示及び同ガイドライン（令和2年3月31日策定）」による）
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
コンプライアンス	処分歴
	社会保険加入状況
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】評価を受けた職種について

☆～☆☆☆☆の4段階で評価

職種	
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



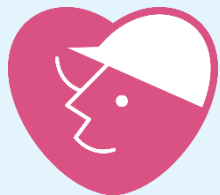
（見える化ロゴマーク・バナー）

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

これまで評価基準の認定を受けた職種（12職種） ※今後順次認定予定

令和3年3月認定 基礎ぐい、切断穿孔、機械土工、建築大工（工務店）、鉄筋、とび・土工
 令和4年3月認定 土木、左官、PC工事
 令和5年3月認定 コンクリート圧送、エクステリア
 令和6年1月認定 圧入

建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について



- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。
- 宣言企業は、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において加点。

■ 参加の流れ

- 1. 立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年6月末現在)** 計 : 4,635社

令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

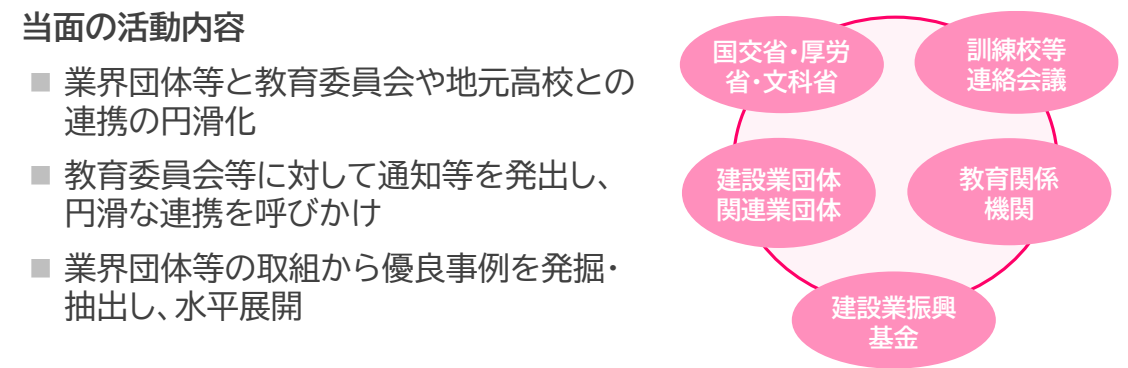
令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

- 建設産業における若年者入職等の促進に向け、建設業人材確保・育成推進協議会（人材協）に、産・学・官の関係者を構成員とするタスクフォースを設置（令和5年4月）。
- これまで、業界団体が実施する現場見学会・インターンシップ等の情報の都道府県教育委員会への周知などに取り組んできた。

産学官の新たな連携体制



構成員

- 事務局（建設業振興基金）
- | | | | | | |
|----------------|----------------------|-----------------|--------------|--------|---|
| 全国建設関係訓練校等連絡会議 | ・利根沼田テクノアカデミー | ・広島建設アカデミー | ・北陸建設アカデミー | ・職人育成塾 | 等 |
| 教育関係 | ・全国建設産業教育訓練協会 | | | | |
| 建設業団体 | ・全国工業高等学校長協会 | ・全国高等学校土木教育研究会 | | | |
| 建設関連業団体 | ・日本建設業連合会 | ・全国中小建設業協会 | ・建設産業専門団体連合会 | | |
| | ・全国建設業協会 | | | | |
| 建設関連業団体 | ・全国測量設計業協会連合会 | | | | |
| | ・建設コンサルタンツ協会 | ・全国地質調査業協会連合会 | | | |
| 関係省庁 | ・国土交通省 不動産・建設経済局 | | | | |
| | ・厚生労働省 職業安定局／人材開発統括官 | ・文部科学省 初等・中等教育局 | | | |

教育委員会あて周知の概要

- 令和5年以降毎年、文部科学省が各都道府県教育委員会に対し、建設業における若年者入職促進に関する取組を周知する事務連絡を発出。
- その中で、高校生等を対象に業界団体が全国で実施する
〔現場見学会
・インターンシップ（職業体験学習）
・出前講座
・講習会
等〕
を記載し、取組みの横展開や高校生などの積極的な参加を促進。

学生向けの取組が掲載された団体数 ※令和7年度の実績
84団体



✓ 各計画は、**官（国土交通省）**、**民（建設業団体等※）**が共同で策定。官民一体となって、取組を推進。

※ 日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、
全国建設産業団体連合会、住宅生産団体連合会、建設産業女性定着支援ネットワーク

女性の定着促進に向けた建設産業行動計画

～働きつづけられる建設産業を目指して～

「働きつづけられるための環境整備」など**定着を中心**とした取組。

平成29年度予算事業



建設産業女性定着支援ネットワークの活動の様子

R2.1

令和5年度予算事業



R7.3

- ✓ 毎年度取組状況の確認・課題把握
- ✓ 計画策定後の官民連携による取組の着実な推進

H26.8

もっと女性が活躍できる建設業行動計画

建設業界を挙げて女性の更なる**活躍を歓迎する**というメッセージ

建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画

～**トップの意識**を変えて、**現場**が変わる。担い手確保につなぐ、

全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～

<計画の主なポイント>

(1) 建設産業の魅力向上・発信 ～選ばれる建設産業を目指して～

(2) 働きやすい現場の実現

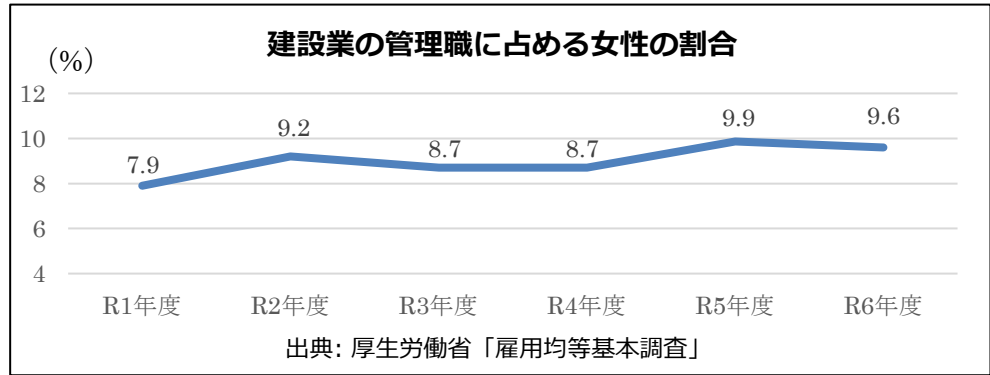
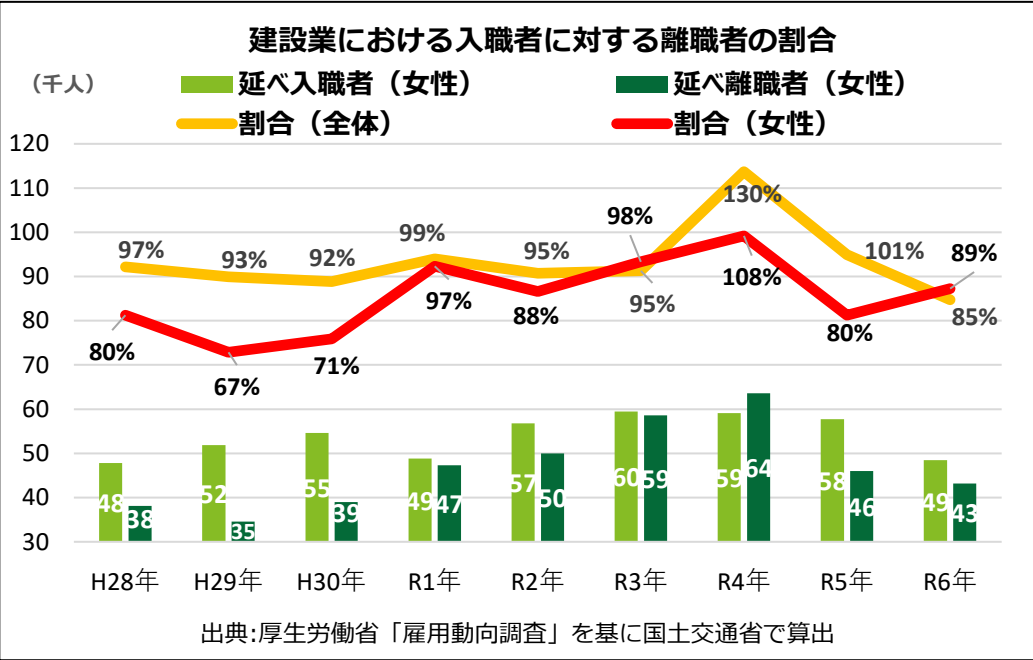
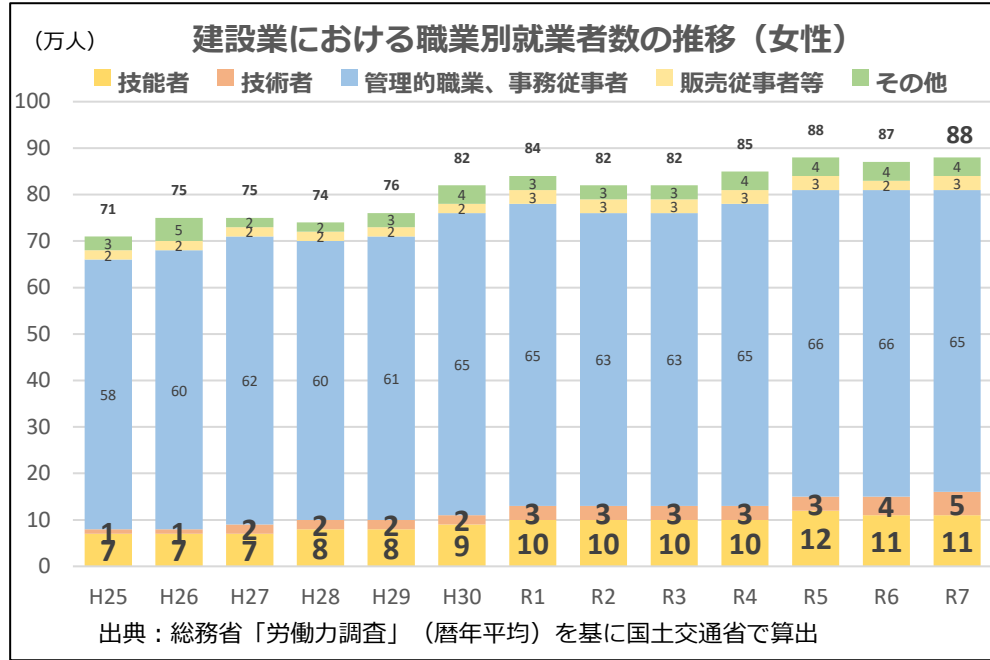
～現場で働く女性のハード・ソフト両面からの環境整備～

(3) 女性活躍・定着促進に向けた取組の裾野拡大

～取組の普及・実行計画のフォローアップ～



- 近年、建設業における女性就業者数は増加傾向。また、管理職に占める女性の割合も増加している
- 一方、女性就業者の定着については課題がある状況であり、定着支援体制の充実を含め、更なる対策が必要



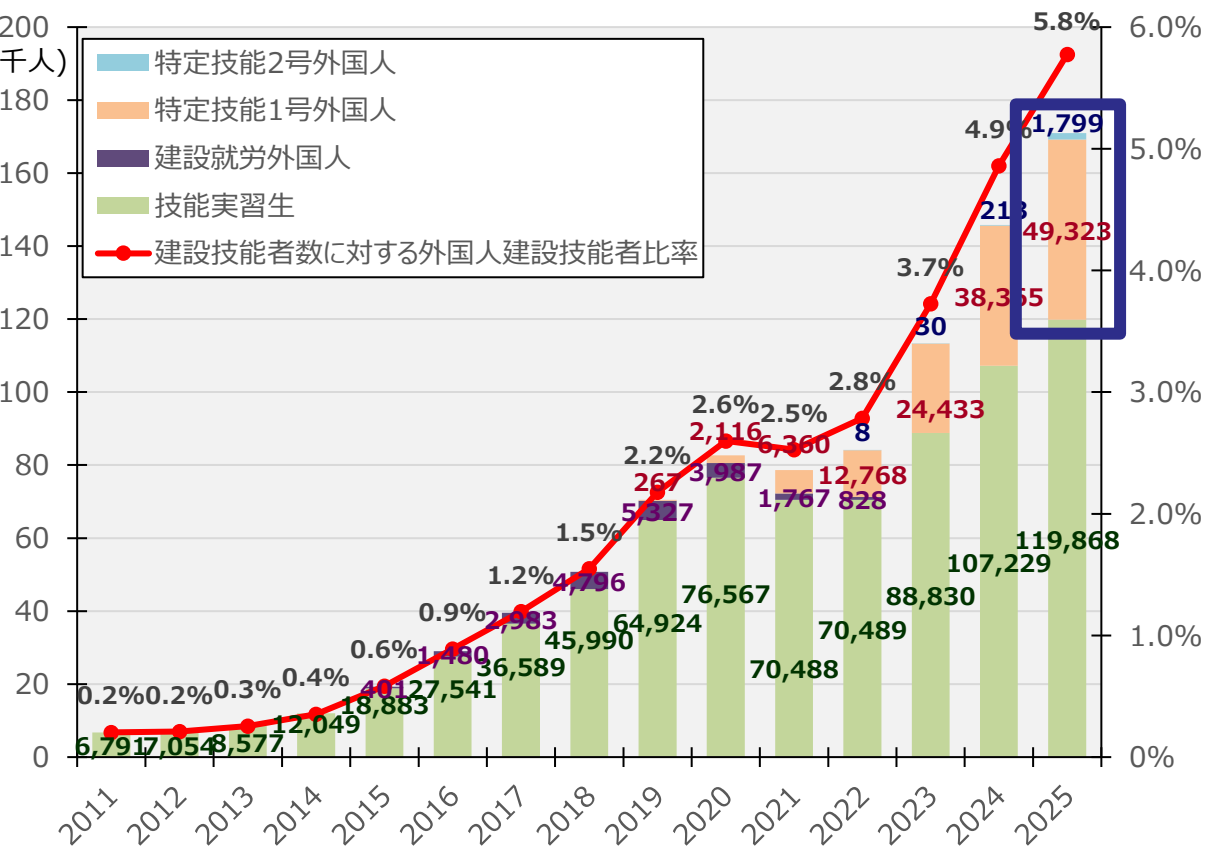
建設産業女性定着支援ネットワークへの加入状況
団体登録のある都道府県の数 38都府県（R7.12時点）
（全国活動18団体/都道府県活動44団体）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
18		1	1	1	1		1	1			1		2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
1	1	1	2	1		1	1	1	1	1	1	2			1	2	1	1	1	1		1	2

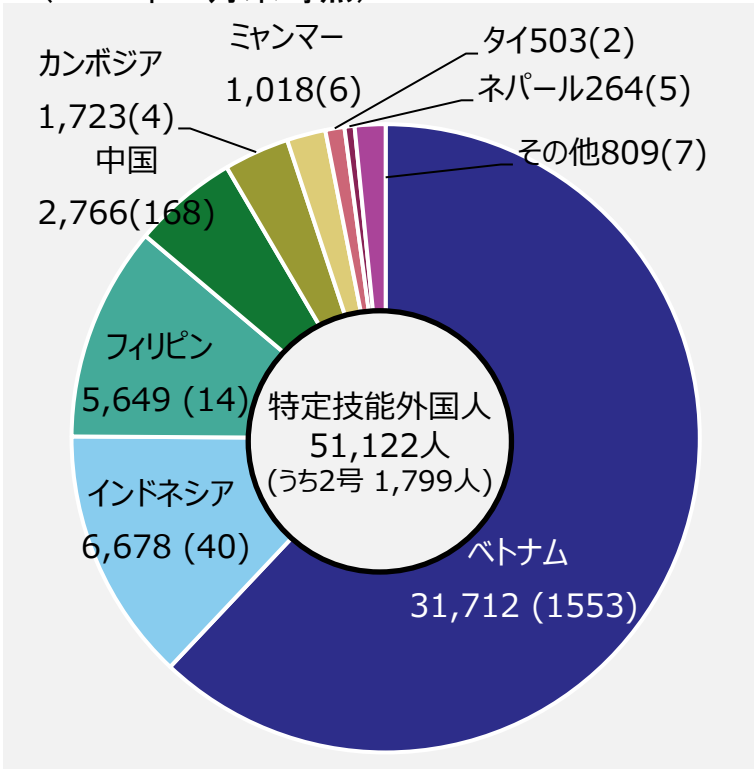
建設分野の外国人技能者の受入状況

- 建設分野の外国人技能者は約17万人(建設技能者全体の約6%)
- 在留資格別では、技能実習が約12万人、特定技能が約5万人

外国人技能者の推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数 (2025年12月末時点)



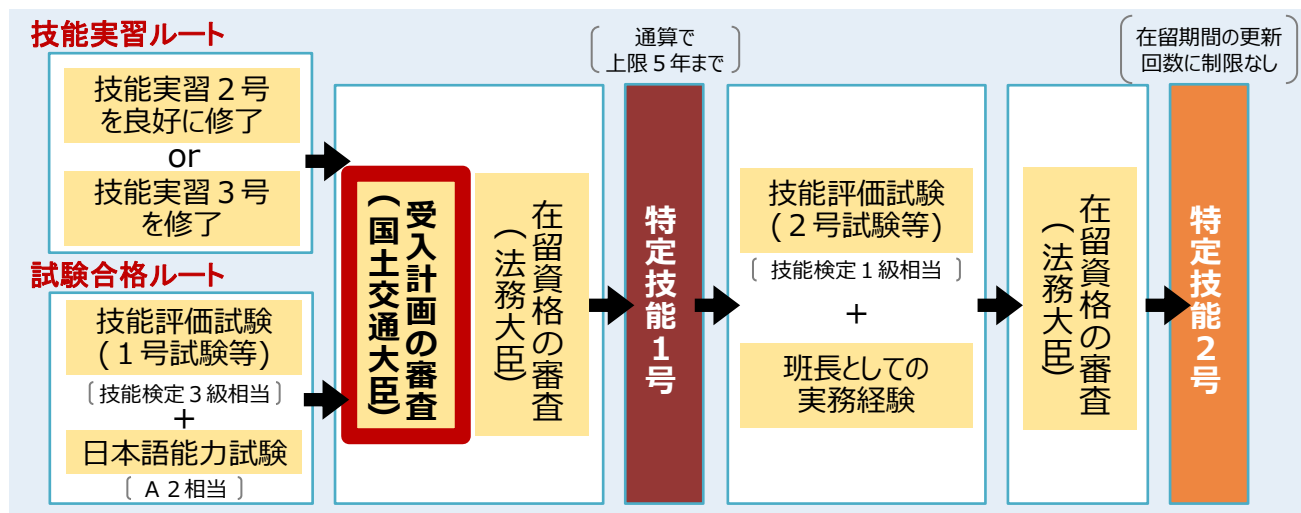
※出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計(各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

特定技能制度における上乗せ措置（～令和9年3月末）

○ 建設分野における特定技能制度では、業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえた独自の上乗せ措置として、建設特定技能受入計画の認定を受けること等を要件としている

就労開始までの流れ



関係法人・機関

特定技能受入事業実施法人 (※2)
特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた取組を実施 (行動規範の策定・運用、講習・訓練 等)

適正就労監理機関 (※3)
特定技能1号外国人の適正な就労環境を確保するための取組を実施 (巡回指導、母国語相談ホットライン 等)

建設特定技能受入計画の認定要件 (※1)

- ① **建設業法第3条第1項の許可**を受けていること
- ② 受入企業及び1号特定技能外国人を**建設キャリアアップシステム(CCUS)**に登録していること
- ③ **特定技能外国人受入事業実施法人**又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、その行動規範を遵守すること
- ④ 1号特定技能外国人に対し、**同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払い**、技能の習熟に応じて**昇給**を行うこと
- ⑤ 賃金等の雇用契約に係る**重要事項**について、所定の様式による書面で、外国人が十分に理解することができる言語で事前に説明していること
- ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、**国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講**させること
- ⑦ 国又は**適正就労監理機関による巡回訪問**等による受入計画の実施状況の確認、情報収集、指導・助言に対し、必要な協力を行うこと 等

※1: 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成31年国土交通省告示第357号)
 ※2: 一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC) が特定技能外国人受入事業実施法人として登録されています。
 ※3: 一般財団法人 国際建設技能振興機構 (FITS) が適正就労監理機関として認められています。

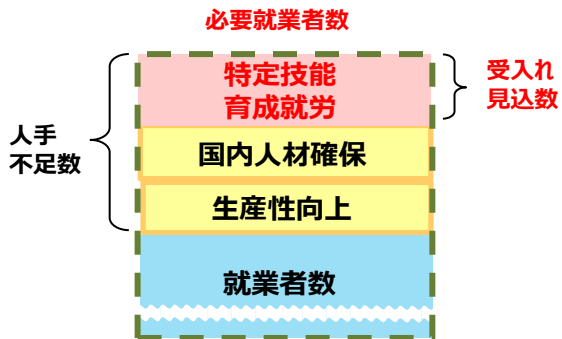
1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野			：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野			：新たに追加する分野		
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野			リネンサプライ分野		
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野			物流倉庫分野		
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野			資源循環分野		
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食物品製造業分野					

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



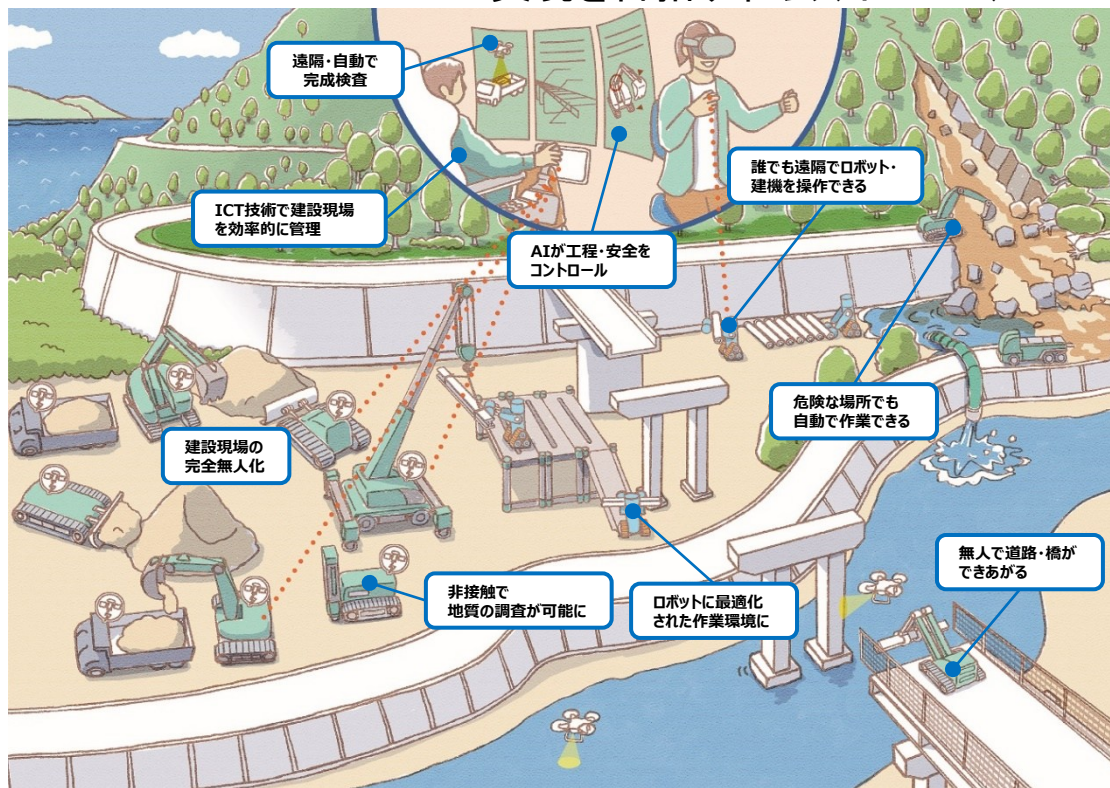
特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食物品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会（イメージ）



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

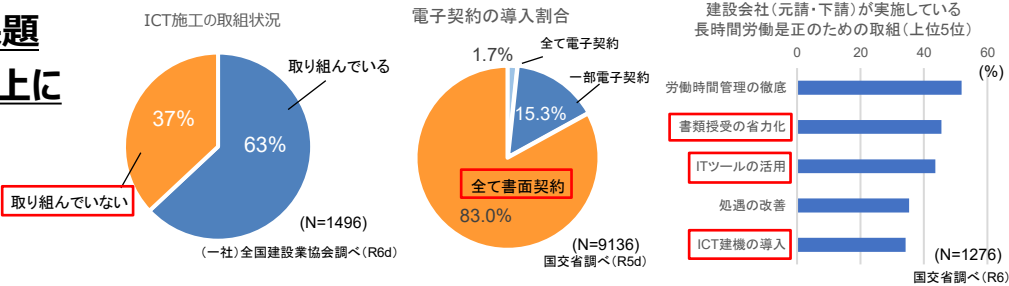
働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

i-Construction 2.0：建設現場のオートメーション化に向けた取組

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ①ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

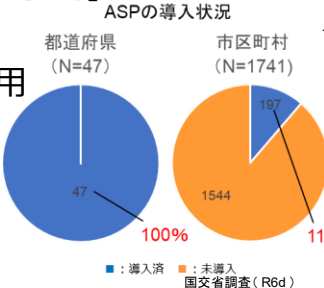
ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

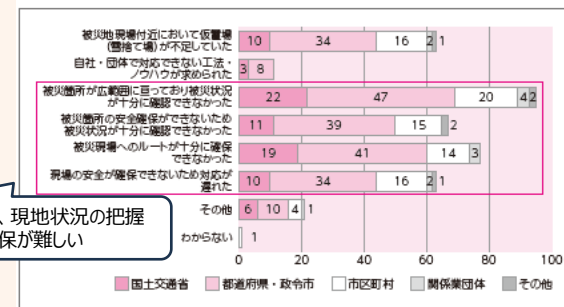
ICT事例集(※)→



「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進捗しつつあるなか、厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、**現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査（R6.8国土交通省）
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

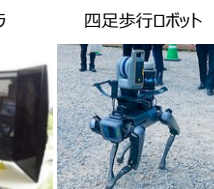
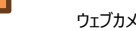
ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第2条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和7年度～

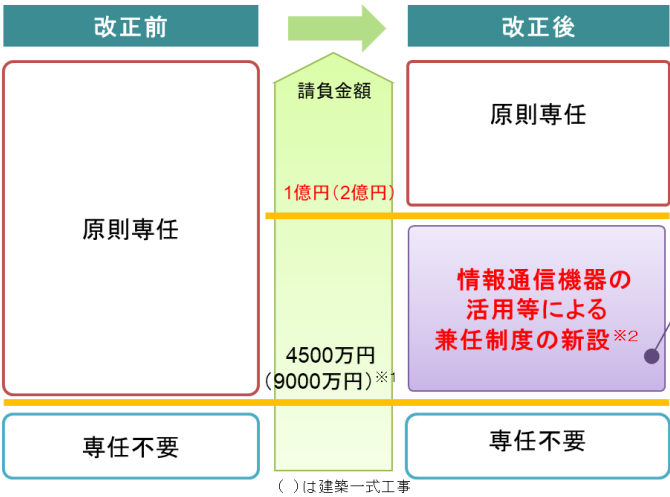
<対象とするICT機器（例）>



専任特例(ICT活用)について

- 今般、生産性向上に資するため、専任特例（1号）として、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、他1箇所の兼任を可能とする制度を新設。
- 業界の調査では、更なる緩和を求める声がある一方で、特定企業の受注機会の拡大、あるいは技術者の負担増など理由から緩和に否定的な声も上がっており、今後、幅広い関係者の意見を踏まえながら必要に応じて検討が必要。

ICT活用による兼任特例



※1：近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済(令和7年2月1日施行)
 ※2：主任技術者・監理技術者に適用可能
 補足：上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

- 【兼任の要件】**
- 請負金額(政令)
1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満
 - 兼任現場数(政令)
2以下
 - 工事現場間の距離(省令)
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
 - 下請次数(省令)
3次まで
 - 連絡員の配置(省令)
監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置
(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)
 - 施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)
 - 人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)
【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載
 - 現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

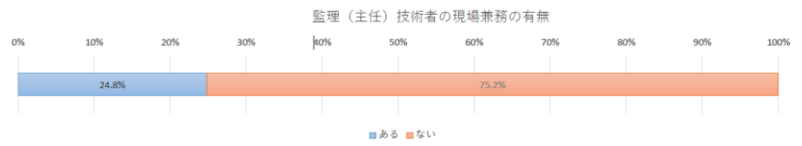
兼任特例の実施状況

一般社団法人全国建設業協会
 令和7年度発注関係事務の運用状況等に関するアンケート報告書（令和7年9月）より抜粋

<兼任特例の実施状況>

Q36 請負金額が一定金額未満の場合、工事現場に配置が求められている監理(主任)技術者について、ICTの活用等の一定の要件を満たす場合には、専任工事現場を兼務できることとなりました。貴社では監理(主任)技術者に現場を兼務させたことはありますか。

監理(主任)技術者に現場を兼務させたことがあると答えた割合は、2割超(24.8%)となっている。



<専任義務の合理化に関する意見>

- (更なる緩和)**
- ・営業所技術者については、工事との兼務要件を緩和してほしい。
 - ・人手不足の現在、更なる緩和を求めます。
 - ・現場条件に合わせた緩和のあり方が必要。
- (緩和不要)**
- ・特定の企業のみが受注できる機会が広がっている。更なる緩和は不要。
 - ・安全性や品質管理のためには専任が最も求められる形である。
 - ・少人数の会社でも多くの工事が受注できるようになり、雇用を維持している会社が不利になる状況が生じている。
 - ・高い評価点をもつ技術者を抱える会社が、兼務により地域の工事を独占している状況が生じている。
- (技術者の負担増加)**
- ・技術者の負担と労務が増えている。兼務は実質的な賃下げと同じである。
 - ・現場技術者が仕事量の増加を嫌い、複数の現場を持ちたがらない。
 - ・労働時間の規制も厳しくなった中で兼務は困難である。
 - ・工事書類作成の負担が増えており、実質、兼務は不可能である。
 - ・今まで専任であったため今から兼務をさせようとすると技術者から不満が出てしまう。大手と地方の中小企業を同じ制度で管理してきたことの弊害が出ている。

第213回国会閣法第51号 附帯決議<抜粋>

九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

建設資材製造業者等への勧告等(新・担い手3法により令和元年に措置)

建設業法第41条の2

発注者

建設工事
の発注



引渡し

建設業者

売買



建設資材
の引渡し

建設資材製造業者等※

※建設資材製造業者等（建設資材（建設工事に使用された資材をいう）の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。）

生産物に
不具合



報告・立入検査

- 建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる

許可行政庁

(国土交通大臣・都道府県知事)

指示

- 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 建設業者又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

勧告

当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるとき

公表

勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないとき

命令

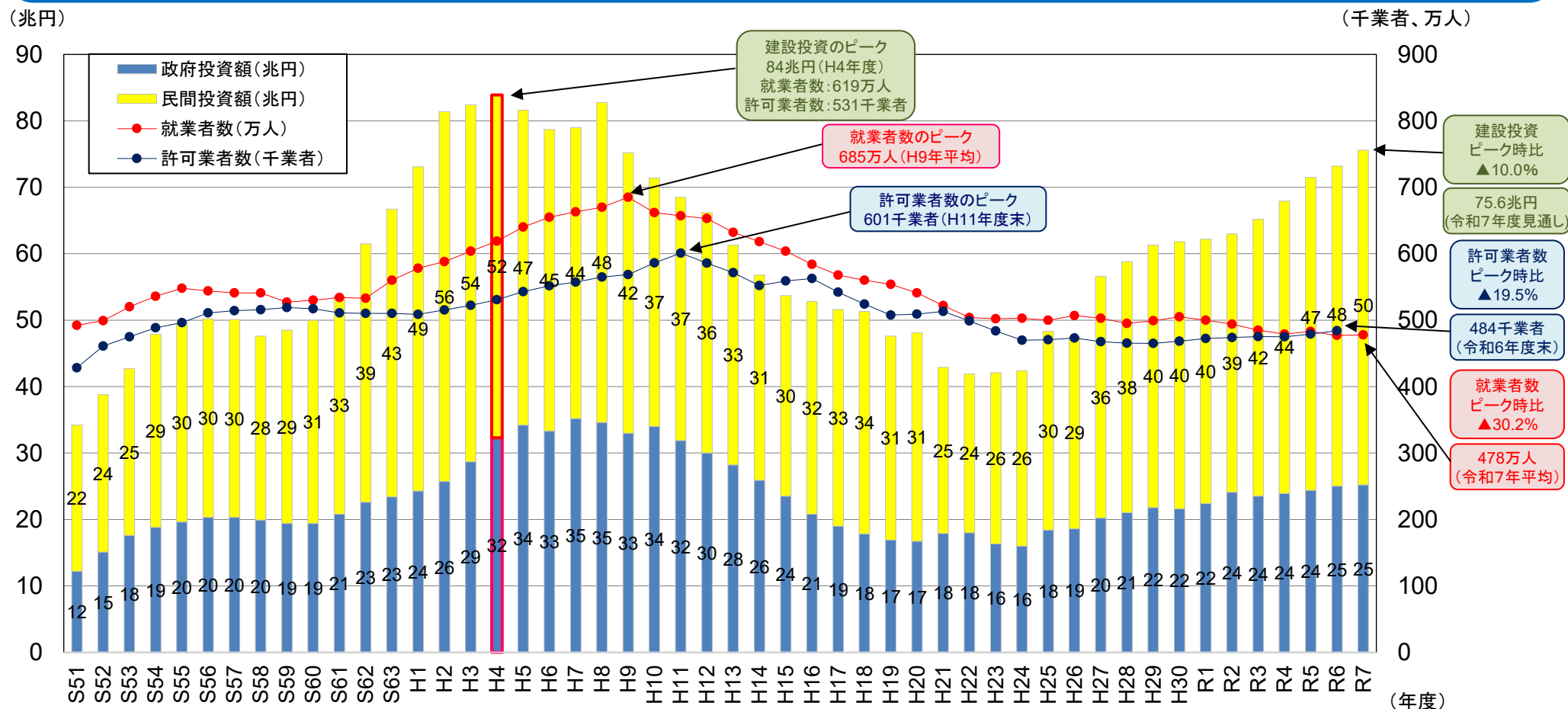
勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき

罰金

最近の建設業を巡る動向について

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和7年度は約76兆円となる見通し（ピーク時から約10%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和7年平均）は478万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

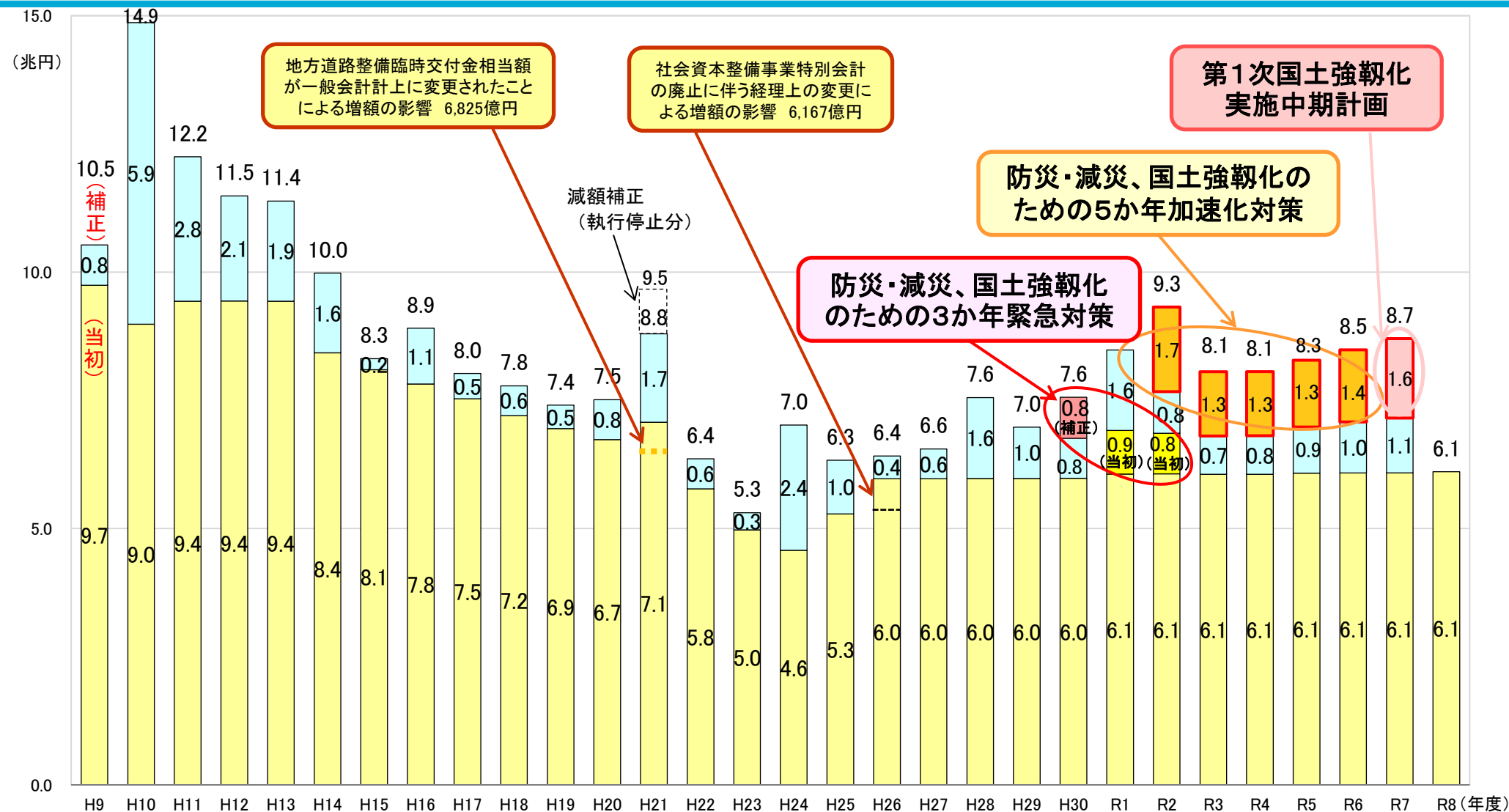
注1 投資額については令和4年度(2022年度)まで実績、令和5年度(2023年度)・令和6年度(2024年度)は見込み、令和7年度(2025年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

公共事業関係費(政府全体)の推移



- (注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
- (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
- (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)及び緊急防災枠(2,500億円)を含む。
- (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
- (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
- (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。
- (注7) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(500億円)を含む。
- (注8) 令和7年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(750億円)を含む。

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・ 個別避難計画作成 ・ 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・ 迅速な航路啓開のための体制の整備 ・ 衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・ マイナバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・ 矯正施設のデジタル無線線の適正な稼働 ➡ 56施策	・ 病院におけるBCPの策定 ・ 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・ 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・ 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安**として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めた耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 ➡ 16施策（29指標）

※1 施策（住宅・建築物の耐震化の促進が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。（Ⅰ. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

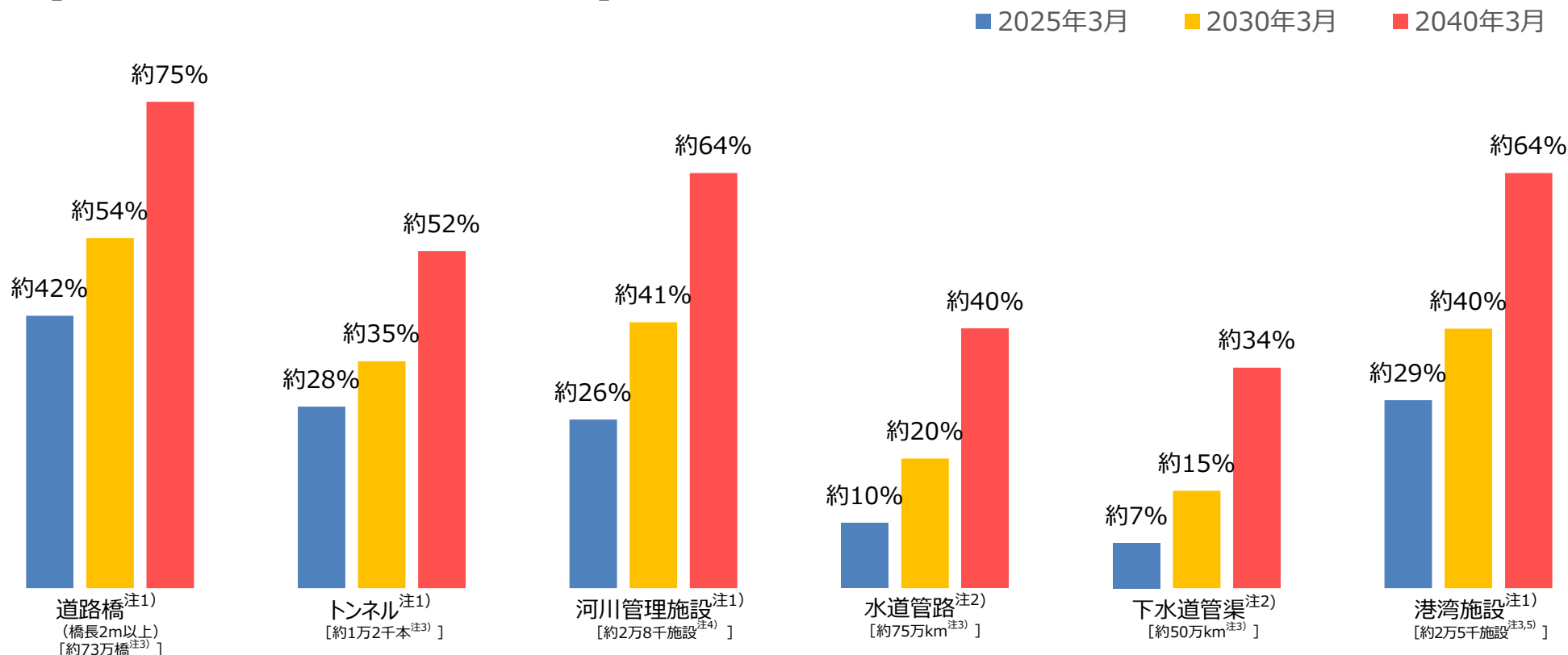
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合】



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。 注2) 2024年3月時点。 注3) 建設年度不明の施設数を含む。
 注4) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
 都道府県・政令市：堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。 注5) 公共の港湾施設のうち、海上物流に資する主要な施設。

建設業就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

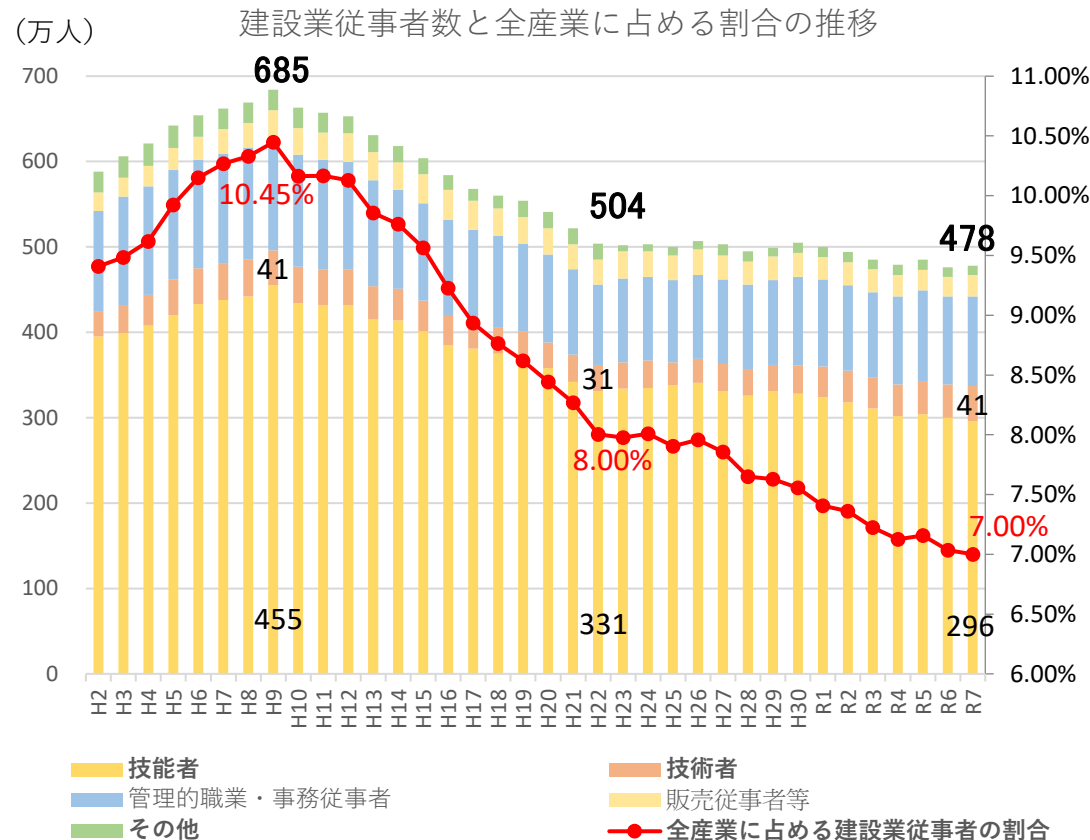
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)

○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)

○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

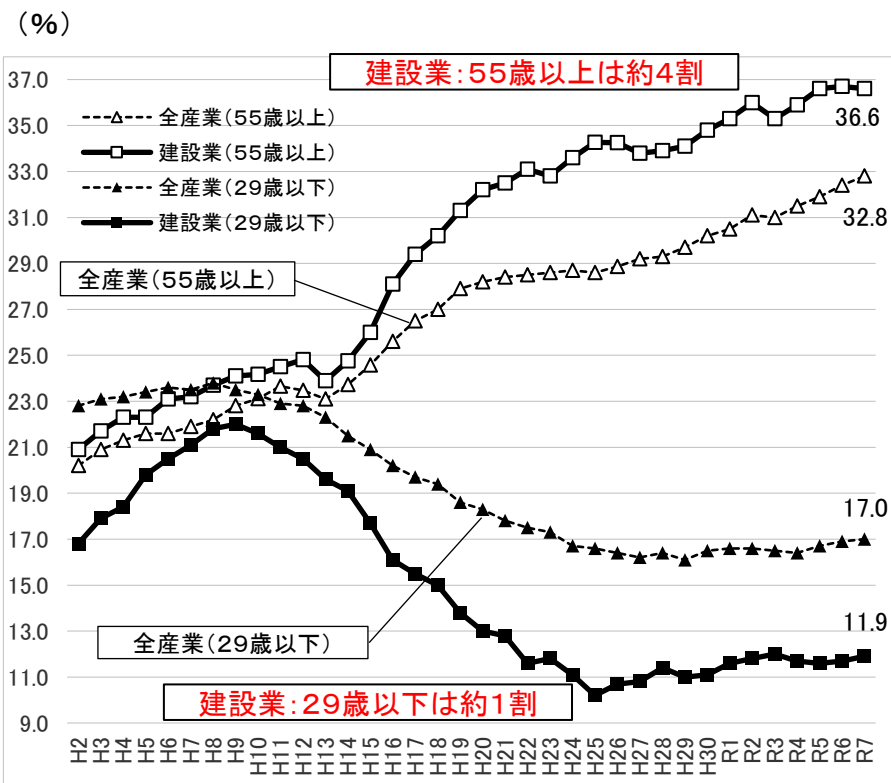
建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

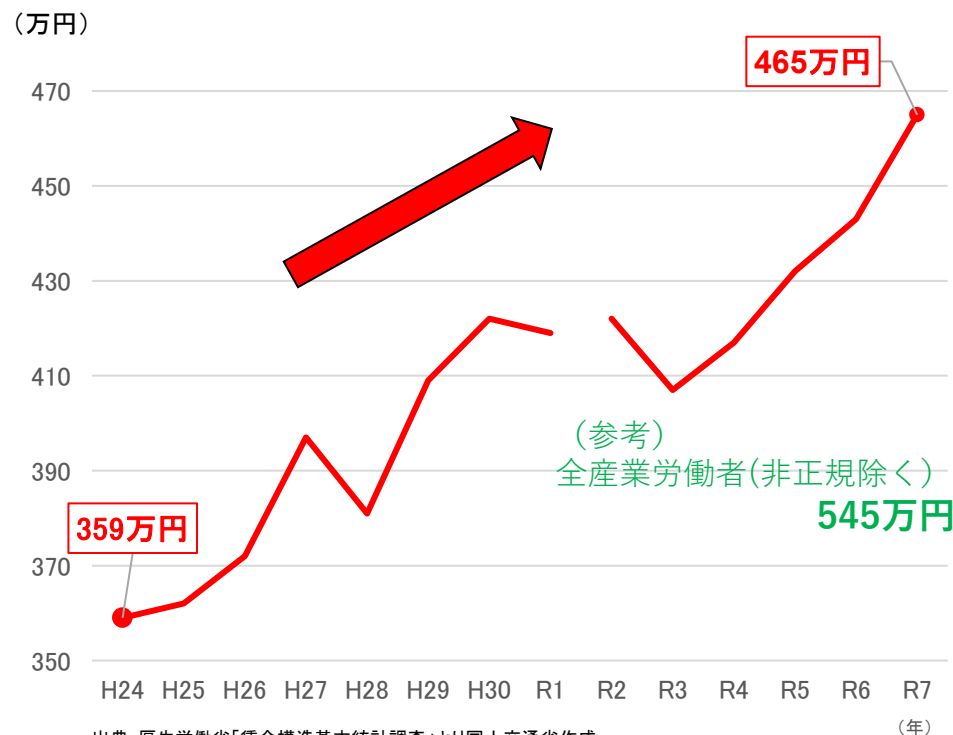


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

建設業の賃金・労働時間の現状

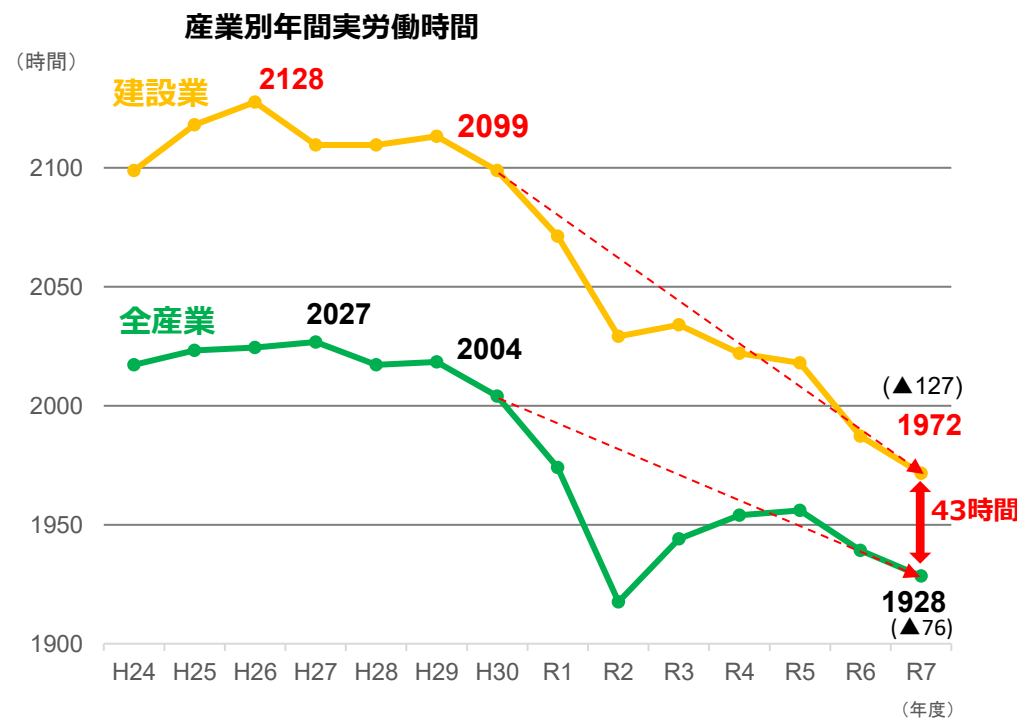
- 担い手確保に向け、処遇改善・働き方改革に取り組む必要。
- 着実に成果も出てきているが、全産業平均の水準には未だ届いていない状況。

建設業生産労働者の賃金推移(年間)



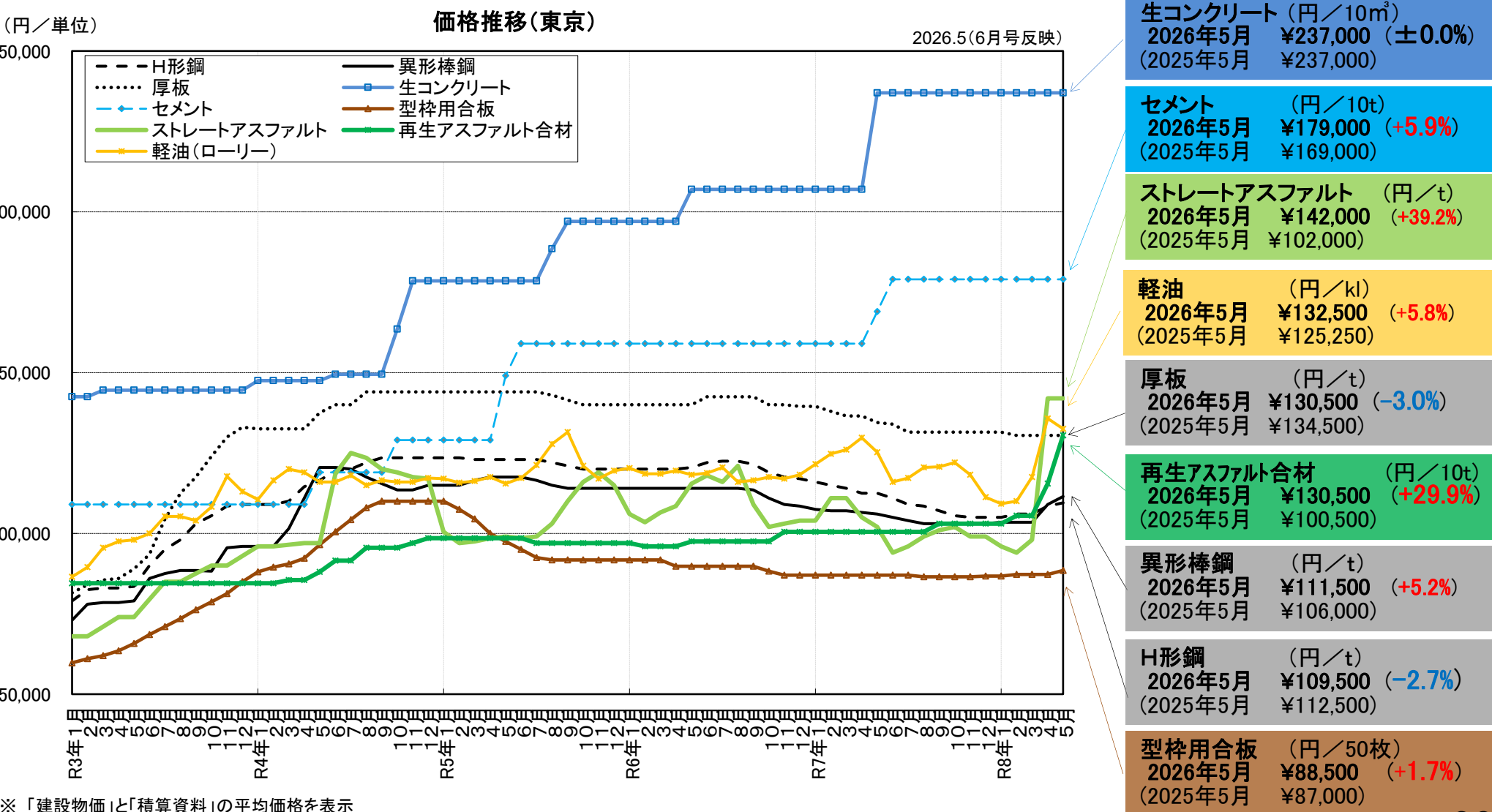
出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成
 ※R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、
 「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

産業別年間実労働時間(年間)



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
 パートタイムを除く一般労働者

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりしており、2026年4月以降、中東情勢の影響により石油由来の資材が高騰。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。

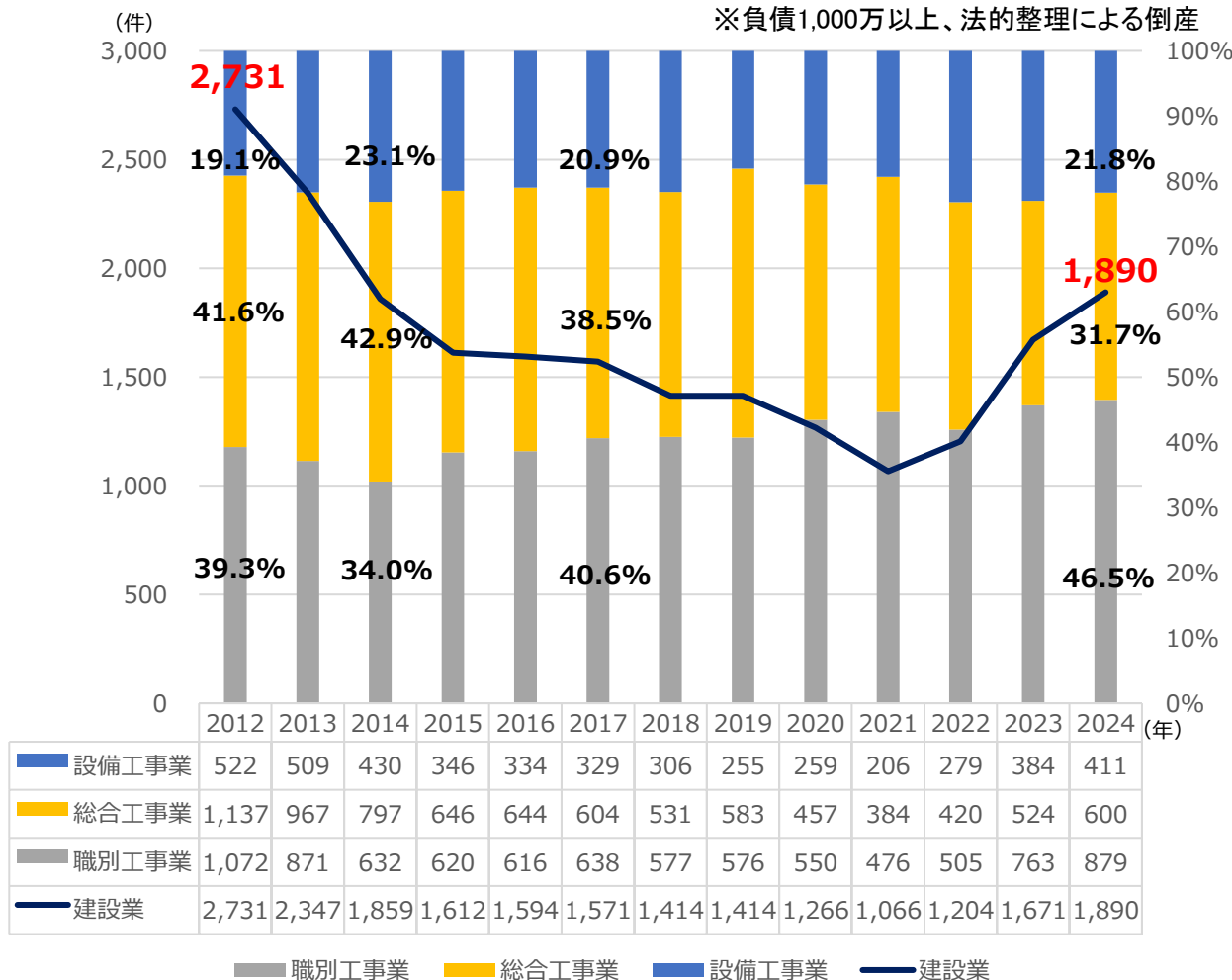


建設業の倒産動向

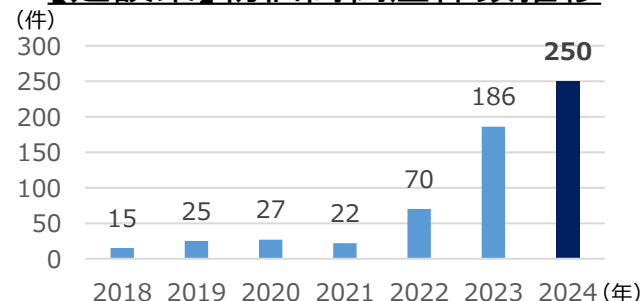
- ・2024年の建設業倒産件数は過去10年で最多であり、太宗は小規模事業者(従業員数10人未満)で占める。
- ・倒産要因は、資材価格やエネルギー価格の高止まりによる影響を受けた「物価高」、従業員の転退職等により事業継続困難となった「人手不足」、ゼロゼロ融資の返済開始による資金繰り負担。
- ・地方建協からは、今後の課題として、人手不足や金利上昇への対応が必要との声もあがっている。

建設業倒産件数(2024年)

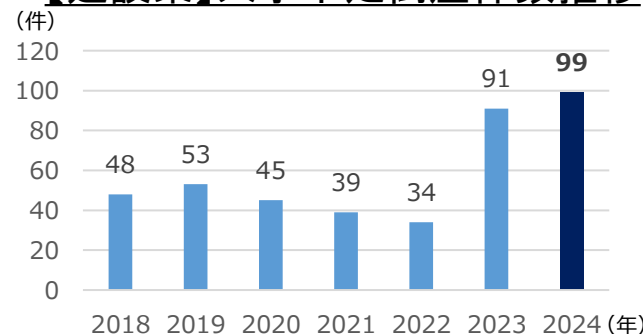
※負債1,000万以上、法的整理による倒産



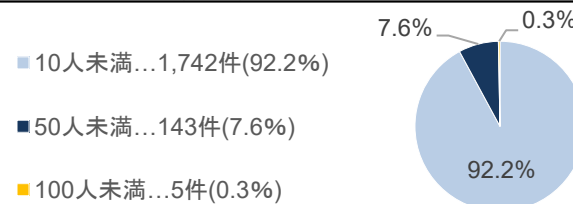
【建設業】物価高倒産件数推移



【建設業】人手不足倒産件数推移



【建設業】従業員数別倒産割合(2024年)



経済財政運営と改革の基本方針2026(原案) 抜粋

(3) 戦略的な社会資本整備の推進

「強い経済」の実現には、危機管理投資・成長投資を支える社会資本を戦略的に整備することが重要である。

社会資本の整備に不可欠な建設産業における、フィジカルAIの導入を始めとする生産性の向上や、賃上げ等の処遇改善、多様な人材の確保・活躍環境の整備等を通じ、地域のインフラの整備力を強化する。中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、効率的・重点的な取組を進める。

(人材の育成・能力発揮)

戦略17分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。教育政策、産業政策と雇用政策をはじめとする関係政策を連携させ、人材育成を一気通貫で推進する。人づくりの礎である教育の質を向上させる。また、産学官が連携し、必要なスキルや処遇の明確化、費用負担の軽減や情報提供の充実を通じて、リスクリング機会を拡充する。アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組む。

こうしたスキルアップや技能尊重の機運醸成に向けた国民運動を展開するとともに、2028年技能五輪国際大会の日本開催の準備を進め、技能士・業界団体等の連携による人材育成の取組を推進する。労働力供給制約下における雇用保険制度の在り方について、2026年末を目途に結論が得られるよう検討する。心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会において議論を行う¹。国家公務員が持てる能力を遺憾なく発揮し、国民生活と国益を支える役割を果たせるよう、採用活動を強化するとともに、民間企業等に伍する職場環境の整備、人材マネジメントの強化、人事管理機能の高度化、処遇改善を進め、公務を選ばれる仕事とする。

1 日本成長戦略(令和8年●月●日)抜粋

裁量労働制については、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行う。また、変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。また、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、「つながらぬ権利」の在り方、副業・兼業に当たっての健康確保、テレワークの活用促進などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。

また、労働時間制度の運用については、時間外労働の実態を踏まえた、36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施するとともに、必要な体制整備については2027年度以降も着実に実施を図る。あわせて、労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意に則った指導が行われるよう速やかに見直す。

これらの施策について、実施後の政策効果を検証し確認できるよう、予めモニタリングとデータ収集を行うためのフォーマットを作成し、厚生労働省と地方支部局において確実にフォローアップを行う。

日本成長戦略(案) 抜粋

Ⅲ. 8つの分野横断的課題の解決

5. 労働市場改革

(1) 現状と課題

労働供給制約下にある中、労働生産性の向上を図るとともに、労働者の希望に応じて、労働移動の円滑化や、心身の健康の維持を前提とした労働参加の拡大を図る労働市場改革が必要である。中でも、17の戦略分野における投資を加速し、持続的成長に繋げるためには、17の戦略分野に留まらず、これらを支える建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野を含め、現場人材から高度人材に至る幅広い人材の育成・確保や、省力化を含めた生産性向上に向けた取組を進めることが極めて重要である。そのため、以下のような人材育成の取組を進めるとともに、**建設や医療・介護・障害福祉等の分野において、持続的な賃上げを図り、必要な担い手の確保を進めていく必要がある。**

(2) 対応の方向性

③ 講じるべき施策パッケージ

i) 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上

17の戦略分野や、**建設**や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が、業界団体や大学等と連携して、**スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行う。**人材開発支援助成金も含め、効果的にプログラムの開発が進むような支援の充実について検討するとともに、各分野の所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、その適切性を所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する。

各種リ・スキリング・職業関連情報サイトについては、厚生労働省を始め、経済産業省、文部科学省、デジタル庁等の関係省庁で連携し、最終的な一本化を目指し、早期に一体的な提供を実現する。さらに、職業能力開発を効果的に推進するため、教育訓練給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセス等の合理化、実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金及び人材開発支援助成金の見直しや支援の重点化について検討する。

まず、**17の戦略分野の投資促進により需要の高まる工場建設等を担う人材の育成・確保を図り、建設産業の供給力を向上させるため、建設分野において上記取組を進めるとともに、労務費の行き渡りの徹底や入職促進、DX推進に向けた支援を実施するほか、キャリアに応じた技能の向上等につながる資格取得の支援、建設キャリアアップシステムの普及促進を図る建設事業主等への助成等の支援を行う。**

iii) 多様な人材の労働参加の促進

（柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等）

心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、**労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会において議論を行う。**

裁量労働制については、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行う。また、**変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。**また、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、「つながらない権利」の在り方、副業・兼業に当たっての健康確保、テレワークの活用促進などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。

(参考)建設雇用改善計画における建設業務労働者就業機会確保事業の位置づけ

令和8年3月31日公示
令和8年4月1日から適用

第11次建設雇用改善計画の概要

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

(5) 労働災害の防止

- ・ 墜落・転落災害の防止の徹底に向けた指導
- ・ 改正労働安全衛生法により対象となった個人事業者等への安全衛生対策の推進

(6) 猛暑への対応

- ・ 熱中症による重篤化防止のための取組の周知徹底、無理のない工期設定の働きかけ、1年単位の変形労働時間制の活用

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主及び事業主団体等の行う職業能力開発の促進

- ・ 雇用する従業員に対するスキルアップや技能労働者のキャリア形成に向けた適切な資格取得支援

(2) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

- ・ 教育訓練給付等による学び直しの支援

(3) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施、熟練技能の維持・継承及び活用

- ・ 技能検定、ものづくりマイスター、技能五輪大会等の推進

(4) デジタル人材の育成

- ・ DXを含む技術革新や産業構造の変化などに対応する職業訓練の実施

4 CCUSの活用促進

(1) 業界インフラとしてのCCUSの活用促進

- ・ CCUS利用拡大に向けた計画に基づく、適切な評価、処遇改善等の取得メリットの拡大、スマホアプリによる利便性の向上に向けた検討

(2) CCUSによる処遇改善の推進

- ・ CCUS活用（キャリアパスの明示）による担い手の確保・育成
- ・ レベル別年収の支払いの促進、退職金額の水準の向上

(3) 能力評価制度の活用促進

- ・ 就業履歴蓄積の加速化、建設技能者を大切にす事業者が市場で選ばれる仕組みの強化

(4) 助成金によるCCUSの活用促進

- ・ CCUSを活用した処遇改善に対する支援

5 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

- ・ 第三次・担い手3法の業界全体への浸透、過度な重層下請改善のために必要な施策のあり方の検討

(2) 事業主等における雇用管理体制の整備

- ・ 雇用管理研修の着実な実施

(3) 建設関係助成金の活用

- ・ ニーズ等を踏まえた見直しや活用に向けた周知

6 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(1) 事業趣旨に則った適正な運営の確保

(2) 事業の適正な活用促進

- ・ 制度の趣旨である、一時的な労働力の過不足を調整し、就業の場の確保を通じ、労働者の雇用の安定を図る観点から必要な見直しを検討

令和8年4月9日 両団体による金子国土交通大臣への面会

面会者：（一社）日本建設業連合会 宮本洋一 会長
（一社）不動産協会 吉田淳一 理事長

面会の概要：

- 日本建設業連合会 宮本会長と不動産協会 吉田理事長より、「建築費の高騰等により、民間都市開発事業の実施環境が厳しさを増す中、建設業界と不動産業界の間で、円滑な意思疎通を図り、課題解決に連携して取り組むため、協議体を立ち上げることにしたので、支援・協力をお願いしたい」との発言
- 金子国土交通大臣より、「建設業と不動産業は、我が国の社会経済システムを支える基盤整備産業として、一体的に発展していく必要がある」「公共工事だけでなく、建設投資の7割を占める民間工事において価格転嫁をしっかりと進める必要がある」「両団体による協議体の設置は、歴史的とも言える意義の大きな取組みと考えており、国土交通省としても、その趣旨に賛同し、できる限りの応援をさせていただく」と発言



要望書の手交を受ける金子大臣



面会の様子

令和8年4月10日 金子国土交通大臣会見（抄）

…建設業界、不動産業界を代表する両団体が共に連携し、現下の厳しい局面に対処するために協議会を作るとことは、これまでに例のない歴史的な取組であると考えており、民間同士のパートナーシップ構築、連携強化のリーディングケースとなることを、国土交通省としても大いに期待しながら、しっかりと応援してまいります。…

第1回「持続可能な建設業及び不動産業の実現に向けた協議会」(日本建設業連合会・不動産協会)

- 1. 日時：令和8年6月1日(月) 8:00~9:00
- 2. 場所：ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰の間」
- 3. 出席者：
 - ◇日本建設業連合会
 - 会長 押味 至一 (鹿島建設(株) 会長兼社長)
 - 副会長 蓮輪 賢治 (株)大林組 副会長)
 - 副会長 相川 善郎 (大成建設(株) 社長)
 - 副会長 井上 和幸 (清水建設(株) 会長)
 - 副会長 西田 義則 (大成ロテック(株) 会長)
 - 相談役 宮本 洋一 (清水建設(株) 相談役) 事務総長 中原 淳



不動産協会 吉田理事長



日本建設業連合会 押味会長

- ◇不動産協会
 - 理事長 吉田 淳一 (三菱地所(株) 会長)
 - 副理事長 植田 俊 (三井不動産(株) 社長)
 - 副理事長 仁島 浩順 (住友不動産(株) 社長)
 - 副理事長 西川 弘典 (東急不動産HD(株) 会長)
 - 副理事長 野村 均 (東京建物(株) 会長)
 - 副理事長 原 史郎 (近鉄不動産(株) 副社長) 副理事長兼専務理事 野村 正史



協議会の様子



挨拶する金子大臣

- 4. 意見交換項目
 - (1) 建設市場における需給動向等について
 - (2) 生産性の向上、柔軟な働き方の実現等について

令和8年6月2日 金子国土交通大臣会見(抄)

…会議では、昨今の建築工事費高騰の問題を皮切りに、担い手確保、生産性向上、働き方改革や、重層下請け構造、あるいはサブコンなど、両業界を取り巻く現状や様々な課題について活発な意見交換が行われました。大変率直かつ真剣な意見交換が行われたわけですが、私自身は、そのやりとりの中で、両団体の役員の皆さまが、連携して課題解決に取り組むことや一体的に発展することの重要性を再認識されたと感じました。相互に建設的な提案をする場面も見られ、とても良い形でスタートできたものと考えています。

…今後の議論の中で、お互いの理解が更に深まり、問題意識が共有され、両団体の連携による課題解決が前に進むこと、そして、建設業・不動産業の持続的な発展はもちろん、民間同士のパートナーシップの構築と連携強化のリーディングケースとなることを、国土交通省としても大いに期待し、しっかり応援していきたいと思っています。

中東情勢の建設資材への影響に対する国土交通省の取組み

- 中東情勢を受けて、建設工事においても、建設資材の調達や価格などへの影響が懸念される。
- このため、川上・川中分野を所管する経済産業省などの関係省庁や関係団体と連携し、建設資材の調達の安定化、円滑な価格転嫁や適正な工期確保、中小建設業者支援などに関する取組を実施。

調達の安定化に向けた取組

- 建設業団体等へのヒアリング（3月～）
- 相談窓口の設置による実態把握（4月～）
- 目詰まり箇所の特定に向けた情報提供等の協力を建設業団体に要請（4月（2回））
- 前年同月同量を基本とするなど、工事予定に見合った適切な発注を建設業団体に要請（4月）
- 地方整備局等が、建設業団体等の地方組織と協議会を設置。現場の調達状況等を直接聴取するとともに、供給状況・見通し等を情報提供（5月～）
- メーカー等から建設業者等に直接シンナーを販売するルートを構築（6月）

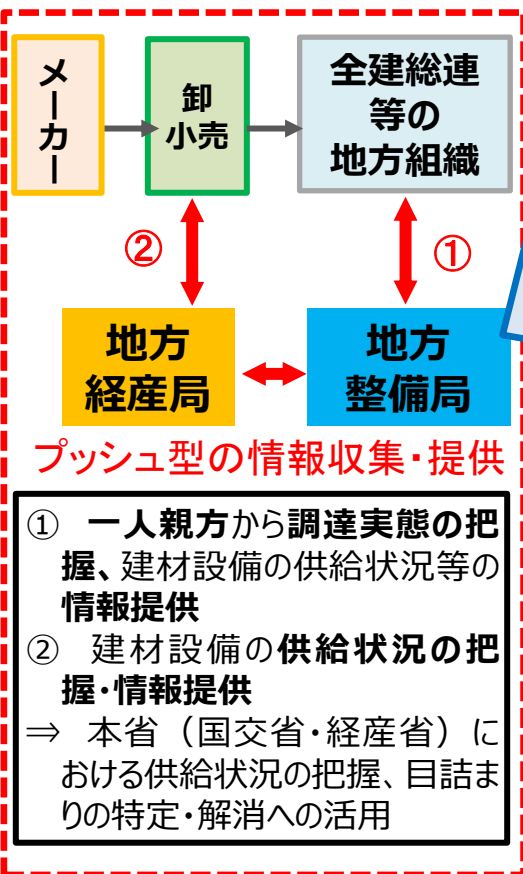
円滑な価格転嫁、適正な工期確保に向けた取組

- 民間発注者団体、建設業団体に対し、適切な価格転嫁等を要請（3月、5月）
- 公共発注者に対し、スライド条項の活用など適切な価格転嫁、適正な工期確保等を要請（3月、5月）
- 建設Gメンが中東情勢の影響の有無等を重点的に調査・指導（6月～）
- 国交省直轄工事で、代替調達等による追加コストを設計変更で対応する運用を導入。他の公共発注者にも同様の取組の導入を働きかけ（6月）

中小建設業者支援に向けた取組

- 建設業団体に対し、セーフティネット貸付を周知（3月～）
- 地方整備局等が雇用調整助成金の周知に協力。影響を受けている事業者の情報を県労働局に提供（6月～）

- 地方毎に全建総連の一部地方組織に先行的にヒアリング（5月26日～6月8日。本省・地方整備局で東京都連、愛知県連、高知県連、鳥取県連、北海道連、福島県連、兵庫県連、石川県連、熊本県連、沖縄県連に個別にヒアリング）
- 全地方整備局等において、関係団体を通じて一人親方・工務店・中小建設会社等に対してアンケートを実施中。この結果をもとに詳細なヒアリングを行い、目詰まりの改善につなげる。



<現時点での先行的に実施した個別ヒアリング概要>

■ 建材・設備の調達状況

- 通常時に比べて調達が難しいとの声が上がっている建材・設備は、主に、ユニットバス、屋根防水下地材、塩ビ管、断熱材、接着剤、シンナー等。
- 調達状況は地域や事業者によって異なり、調達が難しいものであっても、数量に制限はあるが調達できている例、納期は通常よりも長い調達ができている例、必要な時期と数量を具体的に示せば入荷できる例がある。

■ 工事への影響

- 建材・設備を何とか確保して工事を進めているとの声がある一方で、一部に工期の遅れが生じているとの声がある。
- 一部建材について納期が示されないことや今後の値上げの可能性により、新たな着工や工事の受注に躊躇しているとの声がある。

<国からの情報提供>

- 屋根防水下地材メーカーが公表した新規受注再開見通し
- ユニットバスメーカーが公表した通常通りの注文受付及び標準納期での対応の再開
- 業界団体が公表した断熱材、塩ビ管、塗料・シンナーの出荷見通し
- 経済産業省が公表したトルエン等の増産と塗料・シンナーの供給拡大に向けた取組
- 建築主との早期の協議の働きかけ、建設業法に基づく協議の仕組み など

さらに詳細に情報収集を行い、地方経産局に情報共有し、供給の偏り・流通の目詰まりの改善につなげる

全地方整備局等において、**関係団体**を通じて**アンケート**(6/3～6/12)を実施。あわせて**ヒアリング**を実施中。

- アンケートでは、**一部資材の必要量を確保できておらず、かつ、工事に大きな影響を生じている**との回答が**18%**。
- 経産省や経産局、資材メーカーとも連携し、以下のとおり、品目ごとの供給状況の把握や情報提供も含め、よりきめ細かく**供給の偏りと流通の目詰まりの改善に向けた取組を実施**

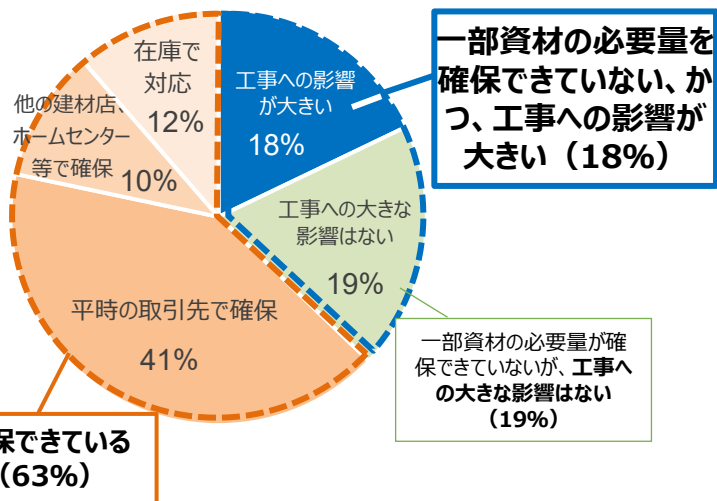
- ・塗料・シンナー：シンナーについて、6月23日から直接販売の仕組みの運用開始
- ・断熱材：業界団体から6月以降も前年並の生産が可能であるとの見通しを公表
- ・塩ビ管：業界団体から6月以降も前年並の生産が可能であるとの見通しを公表
- ・ユニットバス：メーカーから通常通りの注文受付及び標準納期での対応の再開の公表

■ アンケート結果及び地方整備局等によるヒアリングにおける声

アンケート実施時期：6/3～6/12 対象：251団体（加入企業数・構成員数：約26,000社※1、約59万人※2） 回答：4,256件

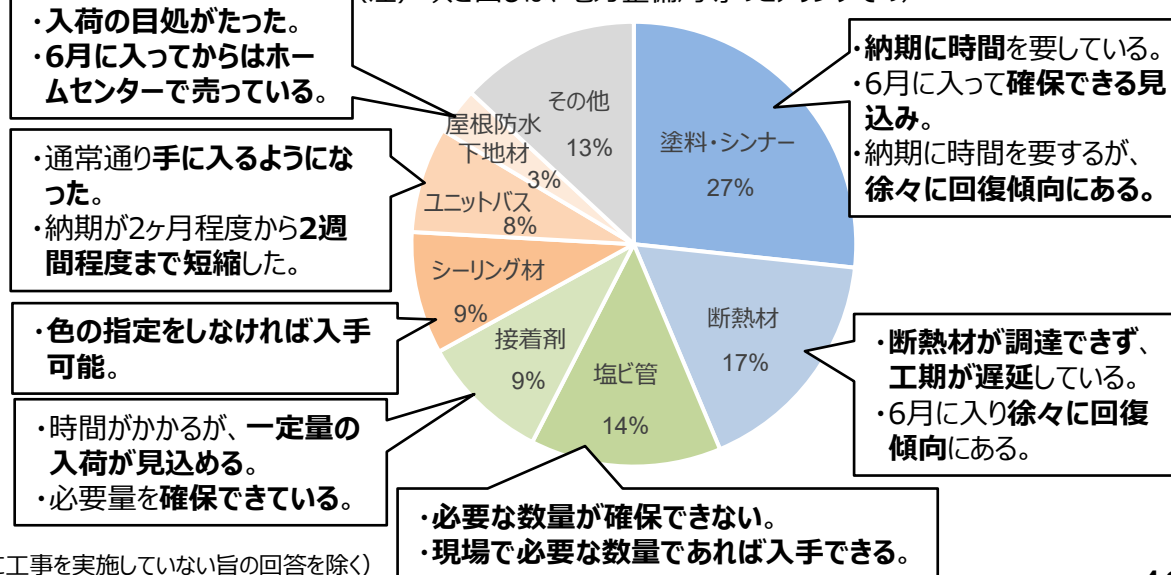
※1 全建総連を除く団体の会員数、 ※2 全建総連の構成員数

資材確保の状況 (n=4,150※3)



確保できていない資材の内訳 (n=742※4)

(注) 吹き出しは、地方整備局等のヒアリングでの声



※3 アンケートにおける資材ごとの回答数（流通事業者からの回答を除く）の合計（現に工事を実施していない旨の回答を除く）

※4 「一部資材の必要量を確保できていない」、かつ、「工事への影響が大きい」と回答したものの合計